

別添

和解条項

- 1 被告は、東京地方裁判所令和5年（行ウ）第400号ないし同第403号業務停止命令等処分取消請求事件の令和6年12月12日言渡し判決が確定済みであることを確認する。
- 2 被告は、被告との間で、建物のリフォーム等に関し、建築工事又は塗装工事請負契約を締結し又は締結しようとする者に対し、当該契約について、特定商取引に関する法律第9条の適用がない旨を告げない。
- 3 被告は、消費者との間で、建物のリフォーム等に関し、建築工事又は塗装工事請負契約を締結し又は締結するに際して、特定商取引に関する法律第4条又は第5条に基づき消費者に交付する書面に、同法第9条第1項の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項を記載する。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上